

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

市町村は、障がい者の自立と社会参加の支援等をすすめるための施策に関する基本的な計画をまとめた障害者基本法に基づく障がい者計画の策定と、障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していくための「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく障がい福祉計画の策定が義務付けられています。本市では、平成21年度開始分から両計画を一本化し、「半田市障がい者保健福祉計画」として策定しています。

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されたことで、障がい福祉サービスの対象は、身体・知的・精神障がいに加え、発達障がいや高次脳機能障がい、難病患者等まで拡大されました。障がい施策は、こうした障がいのある方の自立と社会参加の支援等をすすめ、障がいによって分け隔てられることなく、自らの生き方を自らの意思によって決定し、社会で共に生きていくことを目指します。

本市では、半田市地域福祉計画を上位計画に置き、地域住民、関係機関、行政が自助・互助・共助・公助の役割をそれぞれ担いながら、地域づくりと障がい福祉施策を一体的にすすめていきます。



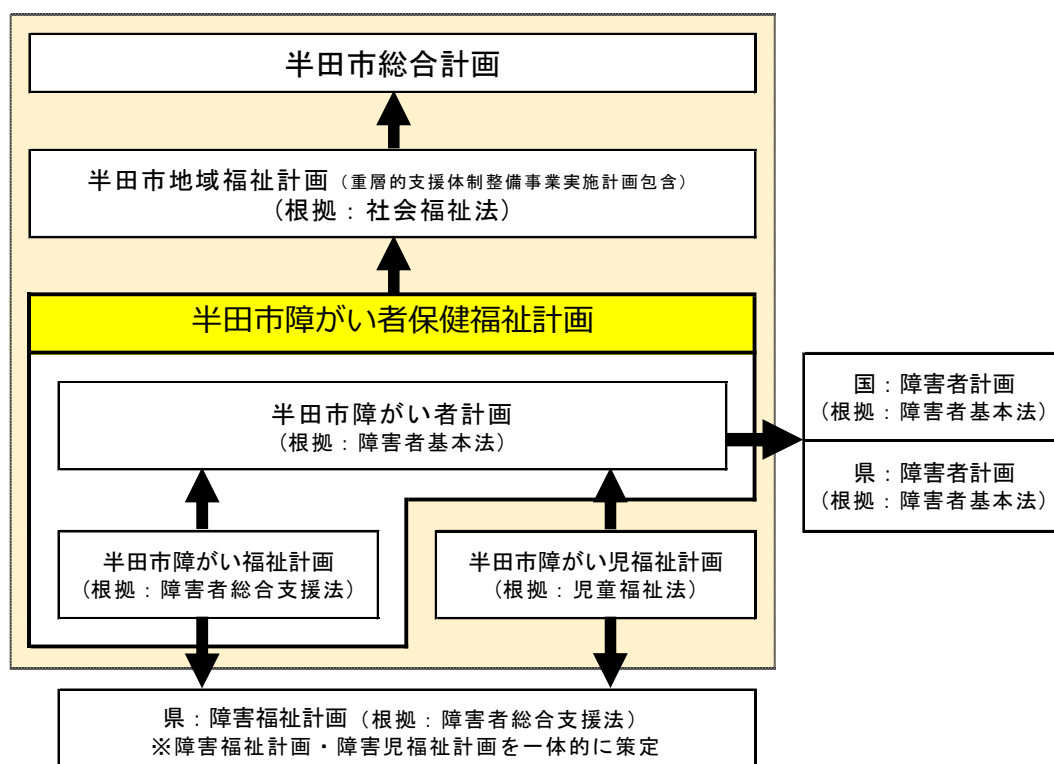
2. 計画の位置づけ

本計画は、半田市総合計画・半田市地域福祉計画を上位に置き、中長期的な課題を設定し、具体的に取り組む施策を明確化した行動計画として策定します。

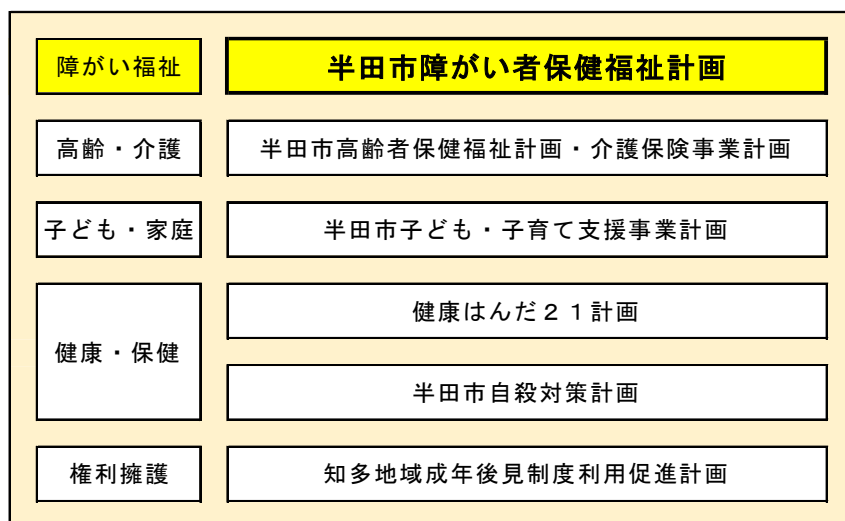
また、半田市地域福祉計画と関連する他分野の計画と連携しながら、障がい福祉に関する個別計画として推進します。

【図1 半田市障がい者保健福祉計画の位置づけ】

点線枠内は半田市内部における位置づけを示しています。



【図2 他分野の計画との位置づけ】



3. 計画の期間

第3期計画以降、計画期間を6年間から3年間に短縮し、障がい福祉サービスに関する数値目標等と整合性を図っています。

【図3 計画策定期間】

策定期間	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
半田市総合計画	第6次			第6次			第7次			第7次		
半田市地域福祉計画	第1次			第1次			第2次			第2次	第3次	
半田市子ども・子育て支援事業計画	第1次			第1次		第2次					第3次	
半田市障がい者保健福祉計画	第2期						第3期			第4期		
半田市障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期		
半田市障がい児福祉計画				第1期			第2期			第3期		

4. 計画の策定体制と推進体制

計画の策定にあたっては、障がい福祉サービス事業所や、各団体等と協働して策定することでニーズに即した、実効性の高い計画となるため、半田市障がい者自立支援協議会を策定の場として位置づけ、課題検討などをすすめました。

また、分野ごとの課題は、半田市障がい者自立支援協議会の各部会等において、これまでの取り組みを評価・整理するとともに、福祉関係の事業所等や当事者へのアンケート調査を実施することで、各々が抱える課題を計画に反映しています。加えて、計画案の段階でパブリックコメントを実施し、市民等の皆さまからの意見等を募集しました。

なお、計画推進にあたっては各部会等を中心にすすめ、必要に応じて課題に対する部会・検討会の新設・統合を行い、随時、半田市障がい者自立支援協議会に諮り、進捗を確認していくものとします。

【図4 計画策定体制】

